

令和3年度第10回タウンミーティング（赤沢）意見一覧

日時：令和3年11月2日（火） 午後3時～午後4時

場所：生涯学習センター赤沢会館 3階大会議室

- ① 一昨年土砂崩れが起きた箇所状況の把握について【区】
- ② 市道草崎線の災害対策について【区】
- ③ ナラ枯れによる倒木について【区】
- ④ 国道135号線の道路舗装について【区】
- ⑤ 浮山広場の避難場所としての整備について【区】
- ⑥ DHCホテルとの災害時の協定について【区】
- ⑦ 消防団の在り方について【区】
- ⑧ 空家対策について【区】

令和3年度地域タウンミーティング（赤沢）における意見及び回答（要旨）

意見	区	赤沢区-①
<p>一昨年土砂崩れが起きた箇所の状況の把握について【区】</p>		
<p>土砂災害特別警戒区域として県が砂防堤を計画してくれていますが、そのはるか上流で一昨年土砂崩れが起きており、ドローンでないと状況が確認できません（別添地図のとおり）。状況を詳しく把握していただきたいです。</p>		
回答	担当課	危機対策課
<p>山地にて土砂災害が発生した時又は発生するおそれがある時に、現場の調査等を行うのは県土木事務所や東部農林事務所が主管となりますが、市からも対応を求めるため、危機対策課所有のドローンを用いて静止画・動画の撮影を行い、県と情報を共有してまいります。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（赤沢）における意見及び回答（要旨）

意見	区	赤沢区-②
<p>市道草崎線の災害対策について【区】</p>		
<p>市道草崎線において樹木が大木化し、土砂崩れや電柱の倒壊など被害を拡大させる懸念があるため、東京電力などと協議し調査・対応をしていただきたいです。</p>		
回答	担当課	建設課
<p>現在、災害時における倒木等による土砂崩れや停電被害を未然に防止するため、東京電力と協議を行い、予防伐採の実施に向けた取組を進めております。</p> <p>予防伐採とは、災害時における停電防止等のため、平時において支障木<small>ししょうぼく</small>の伐採を行政等の関係機関が連携して行い、災害時における安定的な電力供給及び停電の早期復旧を図るものであります。</p> <p>実施の際には、土地所有者等の了解を得ることが必要となりますので、地域の皆様においても関係者の合意が得られるようご協力をお願いいたします。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（赤沢）における意見及び回答（要旨）

意見	区	赤沢区-③
<p>ナラ枯れによる倒木について【区】</p>		
<p>ナラ枯れによる倒木が国道や市道に散見されます。交通事故などの被害が発生する可能性のあるものについて、事前に撤去することはできないでしょうか？</p>		
回答	担当課	建設課
<p>道路交通への影響の有無を確認しており、引き続き定期パトロールの強化により未然防止に努めてまいります。</p> <p>地域の皆様からも情報をいただけるよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、国道・県道におきましては、管轄する熱海土木事務所に依頼してまいります。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（赤沢）における意見及び回答（要旨）

意見	区	赤沢区-④
国道135号線の道路舗装について【区】		
<p>再三事情を説明している国道135号線の浮山荘近辺の道路舗装について、あまりに事故が多いので早急な対応をお願いします。区民が事故に遭遇した場合には、損害賠償を検討したいと思っています。</p>		
回答	担当課	建設課
<p>当該国道135号を管轄する熱海土木事務所に確認しましたところ、「昨年度の交通安全対策として、ポストコーンの設置、区画線の引直しを実施しており、今年度は、一部すべり止め舗装を施工し、予算の不足する箇所につきましては予算要求を行っております。今後も、伊東警察署と情報共有し、必要な工事を実施してまいります。」との回答をいただきましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>市といたしましても、引き続き状況を注視してまいります。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（赤沢）における意見及び回答（要旨）

意見	区	赤沢区-⑤
浮山広場の避難場所としての整備について【区】		
<p>浮山広場を災害時の避難場所にしていただきましたが、最低限のトイレと水道施設を設置していただきたいです。既存のトイレは老朽化しており、現在は使用しておらず、水道も止めています。発災後の状況によっては仮設住宅の設置も考えられる場所かと思っておりますので、それまでの間に使用できる、簡易的な非常時のみ使用できるものでいいので検討をお願いします。</p> <p>水道は、非常時にしか使いませんので、非常時にのみ基本料金を支払う形にできないでしょうか。</p>		
回答	担当課	危機対策課 水道課
<p>浮山広場につきましては、広場内に設置されている市の防災倉庫に簡易トイレを備蓄しており、非常時にはそちらを使用していただくことを想定しております。</p> <p>簡易トイレの設置の際には、避難者の方々と協力し合って行っていただくようお願いいたします。</p> <p>あくまで広域避難場所として数時間、一時的に避難する場所であり、避難が長期化する場合には、別の避難所や宿泊施設等を利用していただく方が適切であると考えておりますので、トイレの設置は現状予定しておりませんが、いただいたご意見につきましては、参考にさせていただきます。</p> <p>水道料金につきましては、非常時のみのご使用であれば、臨時給水としてご使用時のみ水道メータを設置し、使用量に応じた水道料金をお支払いいただく方法がございます。なお、その際に基本料金は発生いたしません。</p> <p>なお、浮山広場は、仮設住宅の建設予定地にはなっておりませんので、ご承知おきください。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（赤沢）における意見及び回答（要旨）

意見	区	赤沢区-⑥
DHCホテルとの災害時の協定について【区】		
<p>大規模災害時のために、市とDHCホテルとで一時避難場所としての協定書を締結していただけないでしょうか。</p>		
回答	担当課	危機対策課
<p>令和2年1月30日付けで、県と県ホテル旅館生活衛生同業組合が、市内において80世帯以上の^{じゅうか}住家が滅失する程の災害等、災害救助法の適用となる大災害が発生した際に、民間宿泊施設を避難所とし、高齢者、障がい者等の要配慮者を受け入れる協定を締結しており、支部である伊東温泉旅館ホテル協同組合の中にDHCホテルは含まれております。</p> <p>本市においても本協定を実効性のあるものにするため、伊東温泉旅館ホテル協同組合と協議してまいります。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（赤沢）における意見及び回答（要旨）

意見	区	赤沢区-⑦
消防団の在り方について【区】		
<p>各区の人口や予算、個性などに合わせた独自性を尊重していただきたいです。</p> <p>赤沢区は人口が少なく、消防団員は高齢者が多いことから、他区と同様の消防団活動を行うのは厳しいので、できましたら現在のポンプ車の代わりに、可搬ポンプのついた軽自動車を配備していただけないでしょうか。</p>		
回答	担当課	危機対策課
<p>消防団の在り方につきましては、消防団幹部会議等において検討を継続して行い、令和2年11月25日に行われた区長会では、団員数について『各分団ともに定員30人を集められない場合は、無理なく集められる人員数で対応していただきたい。』ということをご説明しております。</p> <p>今後も引き続き、地域に過度の負担をかけることがないように消防団活動のスリム化等を消防団幹部に働きかけていくとともに、活動体制の見直し等を検討してまいります。</p> <p>先日市内でお二人が亡くなる火災が起きた際に、8個分団から消防団員が駆け付けてくれたと聞き、やはり消防団はなくてはならない存在だと改めて認識したところでございますが、以前から赤沢区や他の地区の深刻な状況も伺っており、また、可搬ポンプ付き軽自動車の配備など、具体的なご提案もいただきましたので、私から危機対策課に指示し、対策を検討いたします。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（赤沢）における意見及び回答（要旨）

意見	区	赤沢区-⑧
空家対策について【区】		
<p>空家が多くなってきましたが、市では例えば、所有者にリフォーム代等の補助を出して新しい人に入居してもらうなどの施策は行っているのでしょうか。</p> <p>人口が減っていくと空家も増えていくと思いますので、行っている取組などがありましたら教えてください。</p>		
回答	担当課	建築住宅課 企画課
<p>空家対策につきましては、県宅地建物取引業協会と協定を結び、空家等の売却、賃貸やその他空家等の市場への流通促進に関する事について、連携をしております。</p> <p>不動産業界の方からは、新型コロナウイルス感染症の感染者が出始めた昨年2月以降、市内の物件の取引は増えていると伺っておりますので、テレワークが進んだことにより、移住する方が増えてきたのではないかと思います。</p> <p>しかしながら、中には放置されて屋根等が飛散・落下したり、倒壊する恐れのあるような、流通に乗らない空家もありますので、危険性のあるものについては、所有者に対策を講じていただくよう指導しております。</p> <p>移住・定住促進施策につきましては、移住を検討している方に市内をご案内する「現地ナビゲート事業」や、東京23区内の在住者又は通勤していた方が移住した上で、一定の条件を満たした際に交付する「伊東市移住就業支援事業補助金」、40歳未満の医療・福祉等の有資格者が移住後に資格を生かした事業所に就業した際に交付する「伊東市福祉関連事業従事者移住支援補助金」などの制度がございます。</p>		